

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ちば浄化槽水守り（みまもり）パートナー認定制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 浄化槽に係る県の施策に積極的に協力する浄化槽保守点検業者をちば浄化槽水守りパートナー（以下「水守りパートナー」という。）として認定し、事業者の自主的な取組を促すことにより、浄化槽の適正な維持管理の推進に寄与することを目的とする。

(認定の対象)

第3条 水守りパートナーの認定の対象となる者は、千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年千葉県条例第19号。以下「条例」という。）に基づき、千葉県知事の登録を受けている浄化槽保守点検業者とする。

2 認定を受けようとする者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、認定の対象とならない。

（1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

（2）暴対法第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

3 環境の保全に関する法令違反、その他水守りパートナーとしてふさわしくない事実がある場合には、認定の対象とならない。

(定義)

第4条 この要綱において使用する用語は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、条例、浄化槽法施行細則（昭和60年千葉県規則第58号）及び千葉県浄化槽取扱指導要綱（平成24年3月26日制定。以下「指導要綱」という。）で使用する用語の例による。

(認定の要件)

第5条 水守りパートナーとして認定する者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

（1）指導要綱第8で定める浄化槽保守点検業者の責務として掲げるすべての項目について、現に取り組んでいること。

（2）条例に基づき、浄化槽保守点検業者の登録を受けて、5年以上浄化槽保守点検業を営んでいること。

(3) 過去5年以内に、法及び条例に係る不利益処分を受けていないこと。

(認定)

第6条 認定の申請は、次の書類を県に提出するものとする。

(1) ちば浄化槽水守りパートナー認定申請書(様式第1号)

(2) 誓約書(様式第2号)

(3) その他県が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請が第5条の認定要件を満たすと認めるときは、当該申請をした浄化槽保守点検業者を水守りパートナーとして認定するとともに、認定証を交付する。

3 認定の有効期間は、認定の日から当該事業者の浄化槽保守点検業に係る登録の期間の満了の日までとする。

4 県は、水守りパートナーとして認定した者(以下「認定事業者」という。)の名称等について千葉県ホームページを通じて、公表するものとする。

5 知事は、認定事業者に対して、認定マークの使用を認めるものとする。

6 認定の更新を受けようとする事業者は、第1項に規定する書類を県に提出するものとする。この場合、第2項から第5項までの規定は、認定の更新について準用する。

(認定事業者の責務)

第7条 認定事業者は、指導要綱第8で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組を継続するよう努めるものとする。

2 認定事業者は、前項の取組状況等に関するアンケート調査など、県の浄化槽施策に協力するよう努めるものとする。

(認定の変更及び辞退)

第8条 認定事業者は、県に提出した認定申請書の内容に変更があったときは、認定内容変更届出書(様式第3号)を速やかに県に提出するものとする。

2 認定事業者は、水守りパートナーの認定を辞退しようとするときは、認定辞退届出書(様式第4号)を県に提出するとともに、第6条第2項に規定する認定証を返還するものとする。

(認定の取消し)

第9条 知事は、認定事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定を取り消し、認定証を返還させるとともに、認定マークの使用を中止させるものとする。

(1) 虚偽又は不正の手段により認定を受けたことが判明した場合

(2) 第3条の規定による認定の対象に該当しなくなった場合

(3) 第5条各号の認定要件に該当しなくなった場合

(4) 指導要綱第8で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組について実態がないことが判明した場合

(5) その他知事が認定の取消しが適当と認めた場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合は、当該取消しを受けた認定事業者へ通知するもの

とする。

(認定マークの使用等)

第10条 認定事業者が自らの浄化槽の適正な維持管理に係る取組の紹介を目的として作成される広報媒体等に認定マークを使用する場合、知事の許諾を要しないものとする。(ただし、収益を上げることを目的とする場合を除く。)

2 認定事業者以外の者は、認定マークを使用してはならない。

3 認定事業者は、認定マークの使用にあたり、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 認定マークのデザインを変更し、又はその一部のみを使用してはならない。

(2) 認定マークの縦横比、バランス及び配色を変更してはならない。

(3) 認定マークに他のイラスト等を重ねてはならない。

(4) 認定マークの使用状況等について県から報告を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 県は、認定マークの使用において、前項各号の定めに反する事項が認められた場合は、認定マークの使用の停止を命じるものとする。

5 収益を上げることを目的として認定マークを使用しようとする者は、認定マーク使用申込書(様式第5号)に記入の上、企画書及び申込者の概要がわかる書面を添えて知事に提出し、その許諾を得るものとする。

6 第3項及び第4項の規定は、前項の規定による認定マークの使用について準用する。この場合において、第3項中「認定事業者」とあるのは「収益を上げることを目的として認定マークを使用する者」と読み替えるものとする。

(事務の所掌)

第11条 本制度の事務は千葉県環境生活部水質保全課が所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

1 この要綱は、令和●年●月●日から施行する。

別記

【認定マーク】



様式第 1 号

ちば浄化槽水守りパートナー（更新）申請書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第 6 条の規定により、ちば浄化槽水守りパートナーとして認定（更新）申請します。

※別紙を添付すること。

※更新申請において、認定内容から変更がない場合は、別紙は提出不要

【ご担当者連絡先】

担当者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

千葉県浄化槽取扱指導要綱第 8 で定める浄化槽保守点検業者の責務に係る取組状況

事業者名：

	浄化槽保守点検業者の責務	取組状況 ※（ ）内に具体的な取組を記載すること
1	合併浄化槽への転換助言	☐ 助言している ()
2	高度処理型の設置助言	☐ 助言している ()
3	清掃・法定検査の説明	☐ 説明している ()
4	法定検査の手続の委託	☐ 委託を受けている 又は受ける体制がある ()
5	故障・異常時の対応助言	☐ 助言している ()
6	清掃業者との連携	☐ 連携している ()
7	研修の受講	☐ 受講済み ()
8	契約済証の貼付	☐ 貼付している ()
9	11 条 B O D 検査の実施体制の確保	☐ 確保済み ()
1 0	一括契約の推進	☐ 推進している ()
1 1	保守点検の実施状況を電子媒体で報告	☐ 報告している 又は今後報告する ()

誓約書

年 月 日

千葉県知事 様

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱に基づく認定申請を行うに当たり、
下記の事項について誓約します。

申請者 所在地
名 称
代表者

記

- 1 申請書等に記載の事項は、事実と相違ありません。
- 2 ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）を
遵守します。
- 3 実施要綱第 3 条第 2 項及び第 3 項に該当する事実はありません。
- 4 実施要綱第 5 条に規定する認定の要件を満たしています。
- 5 認定申請書の内容確認のための調査に同意します。
- 6 実施要綱第 7 条に規定する責務を遵守します。

様式第 3 号

ちば浄化槽水守りパートナー認定内容変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更内容	☐ 所 在 地	変更後の所在地を記載してください
	☐ 名 称	変更後の名称を記載してください
	☐ 代 表 者	変更後の代表者を記載してください
	☐ そ の 他	

※変更する項目に☑してください。

【ご担当者連絡先】

担 当 者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第 4 号

ちば浄化槽水守りパートナー認定辞退届

年 月 日

千葉県知事 様

申請者 所在地
名 称
代表者
保守点検業者登録番号

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第 8 条第 2 項の規定により、ちば
浄化槽水守りパートナー認定の辞退について届け出ます。

【ご担当者連絡先】

担 当 者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第 5 号

ちば浄化槽水守りパートナー認定マーク使用申込書

年 月 日

千葉県知事 様

申込者 所在地
名 称
代表者

ちば浄化槽水守りパートナー認定制度実施要綱第 1 0 条第 5 項の規定により、
同実施要綱で定める認定マークを使用したいので、申し込みます。

※企画書及び申込者の概要がわかる書面を添付すること。

【ご担当者連絡先】

担 当 者	部署・氏名	
	郵便番号・住所	
	電話番号	
	メールアドレス	